

令和5年度 国の予算・制度等に関する要望

1 公共建築物等の維持管理に関する事項

令和元年6月、公共工事の品質確保に関する法律（以下「品確法」と言う）が改正され、第7条第5項に「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するように努めなければならない。」という規定が追加されました。

改正品確法の趣旨が来年度予算・施策に反映されるよう、以下のとおり要望します。

(1) 品確法の趣旨の徹底と運営指導について

平成26年の品確法改正の際には、厚生労働省から「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」や「建築物衛生行政の適正な運営について」の通知が発せられました。令和2年度のガイドライン改正に際しても、3年1月18日付で都道府県、市区町村に対し、趣旨徹底のための通知を発出していただきましたが、品確法の適正な運営に向けたさらなる指導（建築保全業務労務単価の採用等）を徹底していただきたい。

(2) 厚生労働省による調査と公表について

総務省、財務省、国土交通省は毎年度、入札契約適正化法、品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組み状況について調査の上、結果を公表しており、今年度も国・特殊法人等・地方公共団体1,931ヵ所を調査対象としています。

厚生労働省はこのほど、省庁等、都道府県、指定都市を対象に「ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務の実施状況調査」を実施し、その結果を令和4年6月2日付で公表しました。公表に際し、「積算等において建築保全業務労務単価が採用されるよう…関係省庁等と連携して取り組む」としています。今後ともこうした取組みを継続していただくとともに、地方公共団体については、市区町村も調査対象に追加していただきたい。

(3) 官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目の導入について

昨年5月26日、改正地球温暖化対策推進法が成立、2050年に温暖化ガス排出を実質ゼロとする方針が明記されました。低炭素社会の実現に資するよう、官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目に、(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定する「エコチューニング認定制度」の事業者認定や「建築物清掃管理評価資格者(インスペクター)制度」に基づく資格者の配置を積極的に取り入れるよう、各省庁の連携した取組みを強化していただきたい。

2 全省庁統一資格付与点数表の見直しについて

各省庁の入札参加資格である「全省庁統一資格」における等級算出のための付与点数は、①前2ヵ年の年間平均生産・販売高実績、②自己資本額の合計、③流動比率、④営業年数、⑤設備の額の5項目で算定されますが、策定以来20年以上にわたって見直されていません。

特に、前2ヵ年の年間平均生産・販売高実績の配点が最高65点と高く、かつ業務の内訳が考慮されていません。90点以上がA等級、80点以上90点未満がB等級とされ、かつ、等級によって入札参加可能な予定価格がA等級は3,000万円以上、B等級は1,500万円以上3,000万円以下とされており、結果的に大企業優位となっています。さらに、障害者雇用率は厚生労働省の一部部局を除き、算定項目に入っていません。

全省庁統一資格付与点数表を見直し、入札参加資格として、ISO9001、環境マネジメントシステム(ISO14001等)、障害者雇用率等を加えるとともに、ビルメンテナンス業務については当該業務の生産・販売高によって評価するようお願いしたい。

3 その他の制度改正

ビルメンテナンス業は労働集約型の業態であり、人件費比率が高いという特色があります。また、高齢者、女性、障害者の雇用によって社会的貢献をしております。一方、中小企業中心の業界であるため、社会保険適用拡大や最低賃金の引上げ等により、経営は大きく影響を受けております。よって、以下の制度改正について要望します。

(1) 短時間労働者の社会保険適用拡大について

令和2年6月5日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されました。2022年10月に100人超規模の企業まで適用し、2024年10月には50人超規模の企業まで適用することとしています。

ビルクリーニング業は、高齢者や女性・障害者の雇用、パートタイム就労など

多様な雇用の受け皿となっていますが、ビルメンテナンス業の有効求人倍率は依然として高く、慢性的な人手不足と人件費の高騰が続いております。

事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、結果的に適用対象外である週 20 時間未満の短時間労働者の増加、雇用の縮小にも繋がりがねません。

社会保険適用拡大に当たっては、補助金制度のさらなる導入・充実など、ビルメンテナンス企業にとって実効性のある支援策を実施していただきたい。

(2) 最低賃金の引上げへの対応について

人件費割合が高く、複数年契約の多い建築物の維持管理業務においては、労務単価の上昇を受託者の内部努力で解消するのは、甚だ困難と言わざるを得ません。本年の東京都の最低賃金は、31 円の引上げが決定されています。

令和 3 年 12 月 27 日付「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房等関係省庁）では、「ビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう、公共工事における公共工事設計労務単価制度を参考に…標準単価を設定し、これに基づく公共調達を行うことを検討する」としています。

また、令和 4 年 8 月 26 日付で閣議決定された「令和 4 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」でも、ビルメンテナンス業務などの発注に当たり、最低賃金額の改定を見込んだ予定価格とすること等が明記されております。

公共工事同様に最低賃金のスライド適用の対象となるよう、各行政機関、地方公共団体において、毎年度の最低賃金引上げを見越した予定価格を設定するよう、制度改正をお願いしたい。

(3) 障害者雇用への支援策について

令和 2 年 3 月より障害者の法定雇用率が 2.3%に引き上げられ、また、その対象企業は従業員 43.5 人以上に拡大されました。

当業界は、特別支援学校と連携し、生徒向けに就労に向けた講習会を実施するなど、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。知的障害者を雇用する場合は必ずサポーター（補助者）の配置が必要となりますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーター配置の経費を見積もる余地がありません。

障害者雇用を促進するため、サポーター配置経費を含めた契約案件の試行をお願いしたい。

以 上

令和5年度国家予算・税制改正等 要望聴取会出席者

令和4年10月7日

団体名 東京ビルメンテナンス政治連盟
代表者 理事長 梶山 龍誠
住所 〒116-0013 荒川区西日暮里5-12-5
電話番号 03-3805-2950
FAX番号 03-3805-7550
担当者 森 雄樹

役職名	氏名	左記の住所	電話番号
理事長	梶山 龍誠	〒140-0002 品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー17F (株)ビケンテクノ 代表取締役社長	03-6864-7100
副理事長	榎本 寛	〒101-0024 千代田区神田和泉町1-12-8 ウィズ(株) 代表取締役	03-3866-8855
副理事長	野口 博行	〒106-0044 港区東麻布2-26-2 (株)信陽 代表取締役社長	03-3560-7800
幹事長	横田 英雄	〒169-0073 新宿区百人町1-22-26 不二興産(株) 専務取締役	03-5330-8831
事務局長	高橋 誠	〒116-0013 荒川区西日暮里 5-12-5 東京ビルメンテナンス政治連盟	03-3805-2950
事務局職員	森 雄樹	〒116-0013 荒川区西日暮里 5-12-5 東京ビルメンテナンス政治連盟	03-3805-2950